

○小規模事業場産業医活動助成金（直接健康相談環境整備コース）に関する

Q & A

1 助成対象事業者について

Q 1 - 0 1 助成金を受けるための要件は何ですか。

A 1 - 0 1 具体的な申請要件は、小規模事業場産業医活動助成金（直接健康相談環境整備コース）の手引（令和元年度版）の1頁をご覧ください。

Q 1 - 0 2 「労働者数 50 人未満の事業場が対象」とありますが、事業場単位で申請できますか？それとも企業単位の申請になりますか。

A 1 - 0 2 小規模事業場産業医活動助成金（直接健康相談環境整備コース）は、各事業場単位での申請となります。なお、申請する事業場は労働保険の適用事業場となっていることが条件となります。

2 助成対象事業について

Q 2 - 0 1 『「①産業医の要件を備えた医師と職場巡視等、産業医活動の全部又は一部を実施する契約」「②保健師と健診異常所見者や長時

間労働者等に対する保健指導等、産業保健活動の全部又は一部を実施する契約」のいずれかの契約に、契約した産業医又は保健師に労働者が直接健康相談できる環境を整備する条項を含めて締結し、労働者へ周知した場合』とありますが、産業医契約・保健師契約をそれぞれ締結し、両方の契約に労働者が直接健康相談できる環境を整備する条項を含めている場合、それぞれの契約に対し助成金が支給されますか。

A 2 - 0 1 いずれか一つの契約にのみ支給対象となります。

Q 2 - 0 2 本助成金を申請するには、「小規模事業場産業医活動助成金（産業医コース）」又は「小規模事業場産業医活動助成金（保健師コース）」を申請していることが前提となりますか。

A 2 - 0 2 「小規模事業場産業医活動助成金（直接健康相談環境整備コース）」単独で申請いただくことも可能です。

Q 2 - 0 3 直接健康相談できる環境とはどのような環境でしょうか。

A 2 - 0 3 労働者に健康不安等が発生した場合に、労働者が契約した産業医又は保健師に事業場を介さずに、直接面談等の相談ができる

ような環境のことです。

Q 2 - 0 4 労働者への健康診断結果に対する産業医・保健師によるアドバイスは直接健康相談できる環境とみなされますか。

A 2 - 0 4 労働者からの相談ではないことから、直接相談できる環境とはみなされません。

3 助成対象経費について

Q 3 - 0 1 助成金額について教えてください。

A 3 - 0 1 産業医と締結する産業医活動契約、又は保健師と締結する産業保健活動契約のいずれかに、契約した産業医又は保健師に労働者が直接健康相談できる環境を整備した条項を含めて契約を締結し、労働者に周知をおこなった場合に、1事業場当たり、6か月ごとに100,000円を一律支給します。（6か月当たり10万円を上限に2回限り）

Q 3 - 0 2 「6か月当たり10万円を上限に2回限り」とありますが、どのような意味ですか。

A 3 - 0 2 例えば、産業医（保健師）契約が平成 31 年 4 月から実施され、契約月数が 6 か月に達する令和元年 9 月まで履行された場合に支給対象となり、助成金を令和元年 10 月以降 6 か月以内（令和 2 年 3 月まで）に申請していただくこととなります。その後、令和元年 10 月から令和 2 年 3 月までの 6 か月については、令和 2 年 4 月以降 6 か月以内（令和 2 年 9 月まで）に 2 回目として同様に申請していただくこととなり、一事業場当たり 2 回限りとしていますので、この 2 回目で助成金の支給は最後となり、同一事業場としては、3 回目以降の助成金の申請はできないこととなります。

4 申請について

Q 4 - 0 1 「一事業場につき将来にわたって 2 回の支給に限ります。」とありますが、助成金を 2 回支給された後に、事業場が統合あるいは分社化して別会社の事業場となった場合は、新たな事業場として申請することは可能ですか。

A 4 - 0 1 事業場が統合あるいは分社化により、労働基準監督署から新たに労働保険適用事業場として適用された場合は、別の新たな事

業場として助成金の申請が可能となります。

Q 4 - 0 2 産業医・保健師との契約が年度をまたぐ場合でも申請できますか。

A 4 - 0 2 契約が年度をまたぐ場合でも、契約後 6 か月を経過した 7 か月目で 1 回目の申請が可能となります。さらに 6 か月経過した、契約後 13 か月目で 2 回目の申請が可能となります。

Q 4 - 0 3 産業医契約又は産業保健契約の内容が直接健康相談の条項のみでも申請の対象になりますか。

A 4 - 0 3 要件に「産業医と職場巡視等、産業医活動の全部又は一部を実施する契約又は保健師と保健指導等、産業保健活動の全部又は一部を実施する契約のいずれかに、契約した産業医又は保健師に労働者が直接健康相談できる環境を整備する条項を含めて」と記載しているため、対象となりません。